

令和2年4月

測量及び建設コンサルタント等にかかる契約保証の変更について

備前市総務部契約管財課

令和2年4月1日から測量及び建設コンサルタント等の委託契約のときに求めていた保証人制度を廃止します。

1.契約保証を求める契約

契約金額が100万円（消費税及び地方消費税含む）を超える全てが対象となります。

2.契約締結時に必要な保証の種類

契約金額の10%以上の契約保証金が必要となります。(2)～(5)の提出で保証金の納付と代えることができます。

- (1) 契約保証金
- (2) 有価証券（国債、地方債又は市長が確実と認める担保）
- (3) 金融機関又は保証事業会社の保証（金融機関等及び前払金保証事業会社による債務履行時の損害金の支払い保証）
- (4) 履行保証保険（損害保険会社による債務の不履行により生じる損害を補填する履行保証保険）
- (5) 公共工事履行保証証券（損害保険会社による債務の履行を保証する保証証券）

3.契約保証の提出時の注意

契約保証は、必ず契約書とともに提出してください。契約保証の宛名は、「備前市市長」又は、病院事業のときは「備前市病院事業管理者」になります。

また、契約書と契約保証の提出は落札決定日から14日以内に行うこととなっていますので、速やかに手続きを行ってください。

(1) 契約保証金を納付するとき

契約保証金を納める納付書は、契約管財課でお渡しします。納付書が必要な時は、落札後速やかに連絡をしてください。備前市指定金融機関、備前市指定代理金融機関又は備前市収納代理金融機関で納付できます。

契約保証金の返還は、完了検査が終わってから払戻請求書を提出してください。

(2) 有価証券を提出するとき

備前市が定める保管有価証券提出書とともに有価証券の現物を提出してください。
有価証券は利付国債に限ります。

有価証券の返還は、完了検査が終わってから払戻請求書と保管有価証券受領書を提出してください。

(3) 銀行等の保証を提出するとき

保証債務履行の有効期間が、保証期間経過後 6 ヶ月以上確保されるようにしてください。なお、前払金保証事業会社の保証は、前払金保証と一緒に申し込むこととなっており、履行保証だけを単独で申し込むことはできないので注意してください。

(4) 履行保証保険を提出するとき

現物を必ず提出してください。原則完了検査が終わっても返還しません。

(5) 公共工事履行保証証券を提出するとき

現物を必ず提出してください。原則完了検査が終わっても返還しません。